

2025年12月18日  
岡山ガス株式会社

## 「託送供給約款」の変更認可申請について

このたび、当社は8月12日、ガス事業法第48条第2項の規定に基づき、「託送供給約款変更認可申請書」を中国経済産業局長に提出しました。

中国経済産業局長から、査定方針に基づき申請内容の補正指示を受けたことから、当社は、12月4日に申請内容の補正を提出し、12月9日付で中国経済産業局長から認可を受けましたのでお知らせします。

今回の認可申請は、託送供給における託送供給量の構成比の変化に伴う託送料金収入の減少や、近年の諸経費の著しい増加等を踏まえ、託送供給料金の見直しを行うものです。

当社は、今後もガスの安定供給および保安のレジリエンス向上に努めてまいります。引き続きご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

「託送供給約款」とは、ガス小売事業者が当社のガス導管を利用する場合の供給条件を定めたものであり、当社のお客さまにおかれましては、ガス料金の変更はございません。

### 記

#### 1. 実施日

2026年1月1日（木）

#### 2. 変更内容（当社託送供給約款）

- ① 「附則4. この約款の実施に伴う切り替え措置」
- ② 「（別表第2）受け入れるガスの性状、圧力・温度等の基準値とその測定方法の例及び監視方法」
- ③ 「（別表第4）料金表」

なお、変更後の託送供給約款につきましては、当社ホームページおよび店頭窓口に掲示しております。

以上

(別紙)

## 今般の変更概要について

### ①託送供給約款の実施に伴う切り替え措置

2025年12月31日以前から継続して供給し、2026年1月1日から2026年1月31日までの間に支払義務が初めて発生する料金については、新約款の変更前の託送供給約款に基づき料金を算定するものいたします。

### ②受け入れるガスの性状と圧力・温度等基準値

水島倉敷ラインにおける標準熱量および総発熱量の基準値を変更いたします。

#### 変更後の受け入れるガスの性状等（抜粋）

	変更前	変更後	
項目	基準値	基準値	備考
標準熱量	4.5 MJ/m <sup>3</sup> N ※水島倉敷ラインは 4.4.76 MJ/m <sup>3</sup> N	4.5 MJ/m <sup>3</sup> N	ガス事業法の熱量の定義による
総発熱量	4.4.2～4.6.0 MJ/m <sup>3</sup> N ※水島倉敷ラインは 4.3.55～4.6.00 MJ/m <sup>3</sup> N	4.4.2～4.6.0 MJ/m <sup>3</sup> N ※水島倉敷ラインは 4.2.00～4.6.00 MJ/m <sup>3</sup> N	

③変更後の託送供給料金（2026年1月1日～）

料金表A ガス量が0立方メートルから25立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B ガス量が25立方メートルを超える場合に適用いたします。

料金表C ガス量が100立方メートルを超える場合に適用いたします。

料金表D ガス量が500立方メートルを超える場合に適用いたします。

(円)

区分	基本料金	流量基本単価	従量料金
料金表A	700.00		70.77
料金表B	1,000.00		58.77
料金表C	2,400.00		44.77
料金表D	5,200.00		39.17
料金表E	145,000.00	1,150.00	7.52
料金表F	215,000.00	1,150.00	6.68
料金表G	848,000.00	85.00	0.65
低压加算額	7.02		

(参考) 現行料金（～2025年12月31日）

料金表A ガス量が0立方メートルから25立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B ガス量が25立方メートルを超える場合に適用いたします。

料金表C ガス量が102立方メートルを超える場合に適用いたします。

料金表D ガス量が511立方メートルを超える場合に適用いたします。

(円)

区分	基本料金	流量基本単価	従量料金
料金表A	500.00		68.16
料金表B	800.00		56.42
料金表C	2,200.00		42.73
料金表D	5,000.00		37.25
料金表E	130,000.00	1,125.00	4.82
料金表F	200,000.00	1,125.00	4.00
料金表G	1,194,000.00	100.00	0.85
低压加算額	5.78		

以上